

新たなごみ処理施設等整備基本計画策定他支援業務

公募型プロポーザル実施要領

令和5年2月

埼玉中部環境保全組合

1 趣旨

本業務は、埼玉中部環境保全組合が新たなごみ処理施設を整備するために、令和5年3月策定予定の「新たなごみ処理施設等整備構想」等を参考に、ごみ処理施設の整備に関する基本事項を取りまとめた新たなごみ処理施設等整備基本計画（以下、基本計画という。）の策定、バイオガス施設等に関する調査（以下「バイオ等調査」という。）、PFI導入可能性調査（以下「PFI調査」という。）、新たなごみ処理施設等建設検討委員会（以下「検討委員会」という。）及び事業説明会の運営、及び施設整備に必要な事務の執行に係る一切の支援業務である。

受託候補者には、専門的な知識・経験を求めるものであることから、本業務に最も適した事業者を選定するにあたり、公募型プロポーザル方式を実施するため、必要な事項を定めるものである。

2 公募に関する事項

2-1 公募概要

(1) 業務名：新たなごみ処理施設等整備基本計画策定他支援業務

(2) 委託期間：契約締結日から令和7年3月31日まで

本業務は令和5年度から令和6年度までの2年間の業務であり、令和5年度からの契約となる。

(3) 募集方法：組合ホームページへの掲載

(4) 委託業務内容：

①基本計画策定

②PFI調査

③バイオ等調査

④検討委員会の運営

※新たなごみ処理施設整備等基本計画策定他支援業務特記仕様書（以下、特記仕様書という。）参照

(5) 委託限度額（2年間の総額）

：41,140,000円（取引に係る消費税及び地方消費税の額を含む。）

(6) 選定方法

審査委員会が参加者から提出された提案等について審査を行い、受託候補者を選定する公募型プロポーザル方式を採用する。別途定める公募型プロポーザル審査要領（概要については公表する。）により審査し、評価点の最も高い者を受託候補者、2番目に高いものを次点受託候補者として選定する。

2-2 参加資格

(1) 法人に関すること

プロポーザルに参加できる者は、委託業務を効果的かつ効率的に実施できる法人及びその

他の団体（以下「法人等」という。）であり、以下の全ての要件を満たす者とする。

また、本業務の実施にあたり業務の一部を委託するなど、連携して業務にあたる協力企業等がある場合、当該協力企業等についても、以下のイからクの要件を満たさなければならない。

ア 埼玉中部環境保全組合での競争入札参加資格者名簿（設計・調査・測量）に登録されていること。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当しない者であること。

ウ 役員に次の（ア）又は（イ）のいずれかに該当する者がいないこと。

（ア）破産者で復権を得ない者。

（イ）禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者。

エ 次の（ア）から（ウ）までのいずれかに該当する者でないこと。

（ア）民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者。（同法に基づき再生手続開始の申立てをされた者で、同法第174条第1項の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）

（イ）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。）がなされている者。（同法に基づき更生手続開始の申立てをされた者で、同法第199条第1項もしくは第2項又は第200条第1項の規定による更生計画認可の決定を受けている者を除く。）

（ウ）破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者。（同法附則第3条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。）

オ 国税、地方税、法人税及び消費税等を滞納していない法人等であること。

カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条2号に掲げる暴力団、同条第6号に規定する暴力団員である代表者、役員又は使用人を有する法人等並びにそれらの利益となる活動を行う法人等でないこと。

キ 代表者、役員又はその使用人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の3もしくは第198条の規定に違反するとして逮捕もしくは送検され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された日から2年を経過していない者でないこと。

ク 団体又はその代表者が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定された日から2年を経過していない者でないこと。

ケ 平成30年度以降に、地方公共団体（一部事務組合含む。）が発注する、一般廃棄物のごみ焼却処理施設（100t/日以上）の新設又は更新に係る施設基本計画策定業務等のごみ焼却処理施設を含む計画業務（以下、「同種業務」という。）を元請けとして受託し、かつ完了した実績を1件以上有すること。（参加表明書提出時点において業務が完了

しているものに限る。)

(2) 配置技術者に関すること

本業務においては、管理技術者及び担当技術者を配置するものとし、そのものの要件は次のとおりとする。

ア 管理技術者は（管理技術者は、埼玉中部環境保全組合委託契約約款第6条に定める技術管理者を読み替えて扱うものとする。）、廃棄物関連施設の設計・建設に係る技術的知識と十分な経験を有し、技術士【総合技術管理部門（衛生工学－廃棄物管理）】又は【衛生工学部門（廃棄物・資源循環、廃棄物管理、廃棄物処理、廃棄物管理計画）】の資格を有するものであること。

イ 担当技術者は、管理技術者を兼ねてはならない。

ウ 管理技術者及び担当技術者いずれも、平成30年度以降に同種業務に係る実績を有する者とする。（参加表明書提出時点において業務が完了しているものに限る。）

2-3 スケジュール

項目	日程	
	参加者が5社以下の場合	参加者が5社を超える場合
公募要領公表	令和5年2月24日（金）	同左
質問受付締切	令和5年3月8日（水）	同左
質問回答	令和5年3月10日（金） 予定	同左
参加表明書締切	令和5年3月14日（火）	同左
企画提案書等提出締切	令和5年4月6日（木）	同左
プレゼンテーション審査案内通知	令和5年4月7日（金）	—
書類審査結果通知	—	令和5年4月14日（金） 予定
プレゼンテーション審査	令和5年4月12日（水） 予定	令和5年4月20日（木）
結果通知	令和5年4月18日（火） 予定	令和5年4月25日（火） 予定
契約締結	令和5年5月上旬 予定	令和5年5月中旬 予定

2-4 公募手続

(1) 公募要領の配布

令和5年2月24日（金）～令和5年3月14日（火）17時15分まで

配布場所：本公募要領の「5 事務局（問合せ先）」

配布時間：平日8時30分～17時15分まで

※埼玉中部環境保全組合ホームページからもダウンロード可。

(2) 公募に関する質問受付

令和5年2月24日（金）～令和5年3月8日（水）17時15分まで

質問書（様式6）により、本公募要領の「5 事務局（問合せ先）」に記載してあるアドレスに電子メールにより行うものとする。その際、メールの件名を【新たなごみ処理施設等整備基本計画策定他支援業務】とすること

※電話・ファックスでの質問は不可

(3) 公募に関する質問への回答

令和5年3月10日（金）予定

埼玉中部環境保全組合ホームページ上において回答を公表する。なお、全ての質問の回答をまとめたものを掲載する。（質問を行った事業者名は公表しない）

(4) 参加表明書等の受付

令和5年2月24日（金）～令和5年3月14日（火）17時15分まで

提出先：本公募要領の「5 事務局（問合せ先）」

提出書類：本公募要領の3の3-1のとおり

提出方法：上記期間内に様式第1号から第5号の原本の写し（PDFファイル、添付書類除く）をメール添付で提出

※原本は、後日郵送すること。なお、郵送による原本の到着は上記期限を過ぎても差し支えない。

(5) 企画提案書等の応募書類の受付

令和5年3月14日（木）～令和5年4月6日（木）17時15分まで

提出先：本公募要領の「5 事務局（問合せ先）」

提出書類：本公募要領の3の3-1のとおり

提出方法：郵送又は持参

郵送の場合は必着とし、持参する場合の受付時間は平日8時30分から17時15分までとする。

※書類が不足している場合は受付不可。

(6) プレゼンテーション審査案内通知、書類審査結果の通知

5社以下の場合：プレゼンテーション審査案内通知 令和5年4月7日（金）

5社を超える場合：書類審査結果の通知 令和5年4月14日（金）

プレゼンテーション審査案内通知、書類審査結果は、参加者全員へ結果通知書の写しをメールにて送付し、原本は郵送する。

参加者が5社を超えた場合は、書類審査において上位5社を選定し、プレゼンテーショ

ン審査を行うものとする。5社以下の場合、書類審査は行わず、書類審査の評価は、プレゼンテーション審査時に審査する。なお、書類審査を行わなかった場合は、プレゼンテーション審査の開始時刻を通知する。プレゼンテーション審査の順番は原則として、企画提案書の受付順とする。

※本公募要領の2の2-2に抵触する事業者はこの時点で失格とする。

(7) プレゼンテーション審査の実施

5社以下の場合：令和5年4月12日（水）の指定時刻

5社を超える場合：令和5年4月20日（木）の指定時刻

場所：埼玉中部環境センター 4階大会議室

内容：40分（プレゼンテーション25分、質疑応答15分）

出席者：3名以内

業務実施体制調書（様式第5号）に記載した担当技術者が行うこと。

業務実施体制調書（様式第4号）に記載した管理技術者が出席すること。

(8) 審査結果の通知

5社以下の場合：令和5年4月18日（火）＜予定＞

5社を超える場合：令和5年4月25日（火）＜予定＞

審査結果は、参加者全員へ結果通知書の写しをメールにて送付し、原本は郵送する。なお、審査の経過及び結果についての問合せには一切応じない。また、異議申し立てについても一切認めないこととする。

(9) 契約の締結

5社以下の場合：令和5年5月上旬＜予定＞

5社を超える場合：令和5年5月中旬＜予定＞

事業者選定後、企画提案内容を基に、「業務計画書」について協議するものとし、協議が整い次第、当組合と契約を締結する。

プロポーザルの性質上、締結にあたり、企画提案内容をもってそのまま契約するとは限らない。

3 応募書類に関する事項

3-1 応募書類の提出

(1) 提出書類

①～⑤は、メールで提出する写しとは別に各1部（原本）を提出すること。

⑥は、1部（原本）を提出すること。

⑦は、提出期限までに各10部（原本1部、副本9部）を提出すること。

なお、原本について、押印箇所がある場合は押印すること。副本はその写しで差し支えない。

<提出書類の内容及び様式等>※各様式、文字サイズは11ポイント以上とする。

書類名	様式番号等	備考	提出期限
①参加表明書	様式第1号		3月14日（火）
②会社概要書	様式第2号		〃
③業務経歴書	様式第3号	契約書の写し等を添付	〃
④業務実施体制調書（管理技術者）	様式第4号	資格証、契約書の写しを添付	〃
⑤業務実施体制調書（担当技術者）	様式第5号		〃
⑥見積書 委託限度額の範囲内で作成すること。	様式は任意		4月6日（木）
⑦企画提案書（企画提案書には、会社名については記載しないこと。） 後述する「（2）の企画提案書のテーマ」について作成すること。	様式は任意	A4サイズ 片面印刷 10枚以内 （表紙を除く、A3を使用する場合はA4サイズ2枚として算定する）	〃
⑧質問書	様式第6号	提出は任意	3月8日（水）

（2）企画提案書のテーマ

企画提案書の作成に当たっては、特記仕様書の内容を十分に踏まえた内容とし、提案内容については責任をもって履行できる内容とすること。また、特記仕様書の内容に代わる案、特記仕様書に記載のない案についても提案できるものとする。

①実施体制について

特記仕様書に定める各業務を遂行するための実施体制について記載すること。また、貴社の強みについても記載すること。

②業務の実施方針、実施内容について

特記仕様書に示した目的を実現するための実施方針及び具体的な内容を記載し、加えて、本業務の内容である基本計画の策定、バイオ等調査、PFI調査及びこの委託に含まない令和5年度後半から令和7年度前半に予定している生活環境影響調査を踏まえた検討委員会の運営計画（開催時期、回数、議題想定等）について記載すること。

③実施工程について

本業務の履行期間における業務工程表を作成すること。②の内容を網羅し、それぞれの関連性及び事務フローが分かるように作成すること。

④本業務における課題や留意事項とその対応方策について

本事業の実施にあたり想定される課題や留意事項、その対応方策について記載すること。

⑤独自提案について

特記仕様書に記載のない独自提案について記載すること。

3-2 応募にあたっての留意事項

(1) 公募要領の承諾

参加表明書の提出をもって、本公募要領の記載内容を承諾したものとみなす。

(2) 契約の条件

本公募は予算成立前に実施するものであり、契約にあたっては予算が成立することを条件とする。また、国の補助金を活用する関係上、契約の時期は内示の後となる。

(3) 参加者の失格

参加者が次の事項に該当した場合には、失格とする。

- ① 本公募要領に定める手続を遵守しない場合
- ② 参加資格を有していない場合
- ③ 応募書類に虚偽の記載をした場合
- ④ 埼玉中部環境保全組合が提示した委託料の限度額を超える見積を提出した場合
- ⑤ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- ⑥ 参加者がプレゼンテーション審査に参加しない場合

(4) 業務の一括委託の禁止

本事業を一括して第三者に委託又は請け負わせることはできない。ただし、業務の一部について、あらかじめ当組合が認めた場合はこの限りではない。

(5) 提出内容の変更・追加の禁止

提出された書類の内容の変更又は書類の追加は認めない。ただし、疑義等があり、当組合が補正を求めた場合は、この限りではない。また、当組合が提案された内容について補足書類の提出を求めたときも同様とする。

(6) 提出資料の取扱い

提出された提案書等は返却しない。提出資料の著作権は提案者に帰属するが、選定結果の公表等で必要と認められる用途について、提案書等の一部又は全部を無償で使用できるものとする。また、審査の過程において必要な場合に限り、一部又は全部を使用（複製、転記又は転写等）することができるものとする。

(7) 費用負担

応募及びプレゼンテーションに要する費用は、参加者の負担とする。

(8) 辞退

参加表明書を提出後に辞退する場合は、辞退届（様式第7号）を提出すること。なお、辞退した場合であっても、以後不利益な取扱いはしない。

4 審査に関する事項

4-1 審査

- (1) 埼玉中部環境保全組合プロポーザル審査委員会において、提出された提案書及びプレゼンテーションの内容を別途定めるプロポーザル審査要領概要に基づき総合的に審査し、点数が最も高い者を受託候補者、次点のものを次点受託候補者として選定する。
- (2) プレゼンテーション審査は、対面形式とし3名までとする。プレゼンテーション審査当日、指定時間に会議を実施できるよう準備すること。指定時間に遅れた場合は失格とする。
- (3) プレゼンテーションに当たっては、パソコン、プロジェクター等の使用を認めるものとする。ただし、提出した企画提案の内容を変更してはならない。スクリーンは組合で用意するが、パソコン、プロジェクター、延長コード等については用意すること。
- (4) 参加者が1社のみであっても審査委員会において審査を行い、受託候補者としての適格性について審査を行う。

5 事務局（問合せ先）

埼玉中部環境保全組合 建設推進課

〒355-0134

埼玉県比企郡吉見町大字大串2808

電話番号：0493-54-0666

FAX番号：0493-54-0664

電子メール：tyuubukankyoushou@aioros.ocn.ne.jp